公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

警備業務の取引に関する実態調査について

令和元年５月

公正取引委員会

１　実態調査の概要

- 警備業者１，０００名に調査票を発送し，４５９名が回答（回収率約４６％）
- 取引額上位３名との取引内容等について調査

調査内容

調査対象
・警備業者1，000名

調査項目
・事業者の概要（資本金，売上高，警備業務区分）

・直近事業年度の取引額上位3名（※）との取引内容（支払方法，優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る取引） 等
（※） 匿名での回答も可

回答者
・459名

２　回答者の概要

● 回答者（４５９名）の８０%超が，資本金額が５０００万円以下又は従業員数が９９人以下の事業者であった。

＜回答者の資本金額＞

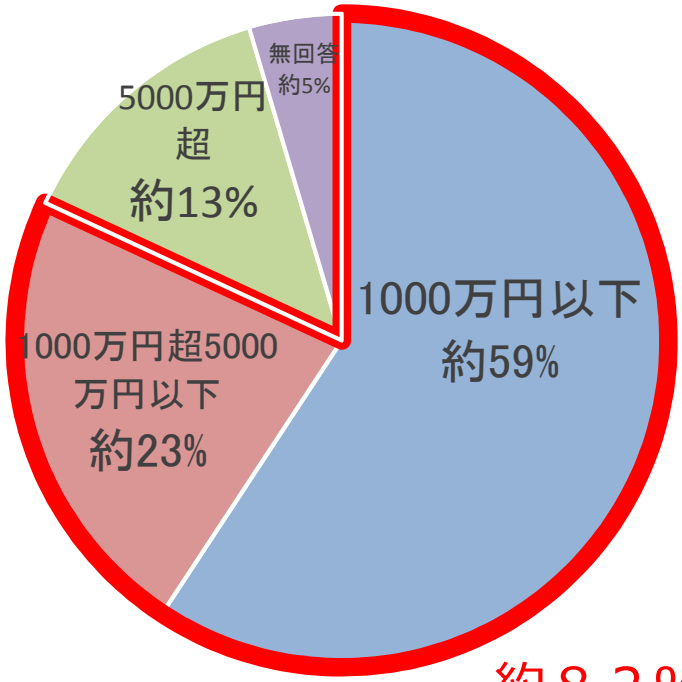

約８２%

＜回答者の従業員数＞

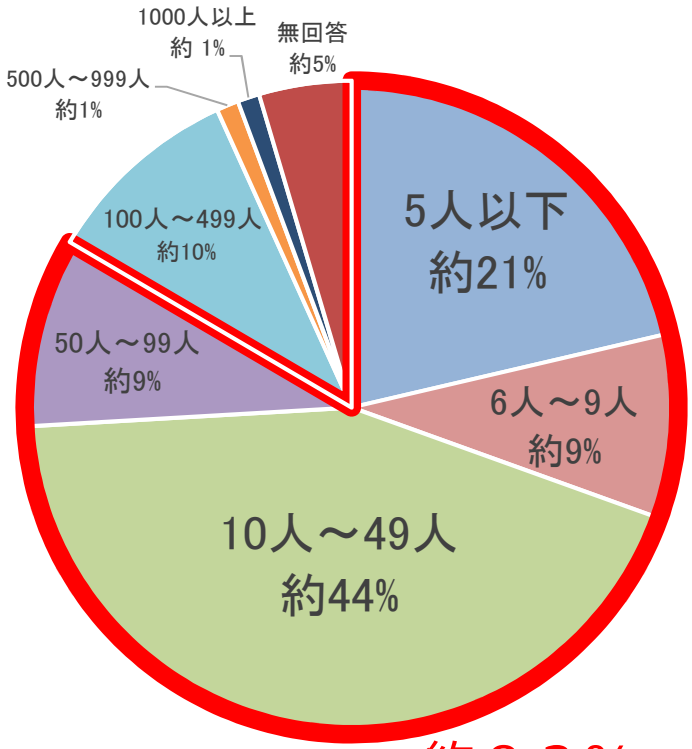

約８３%

２　回答者の概要

● 回答者（４５９名）の９０%超が，施設警備（機械以外）又は交通誘導・雑踏警備を実施している事業者であった。

回答者（459名）のうち，施設警備（機械以外）又は交通誘導・雑踏警備のいずれかを実施している事業者は，426名（約93%）であった。

＜回答者が実施している警備業務の区分＞

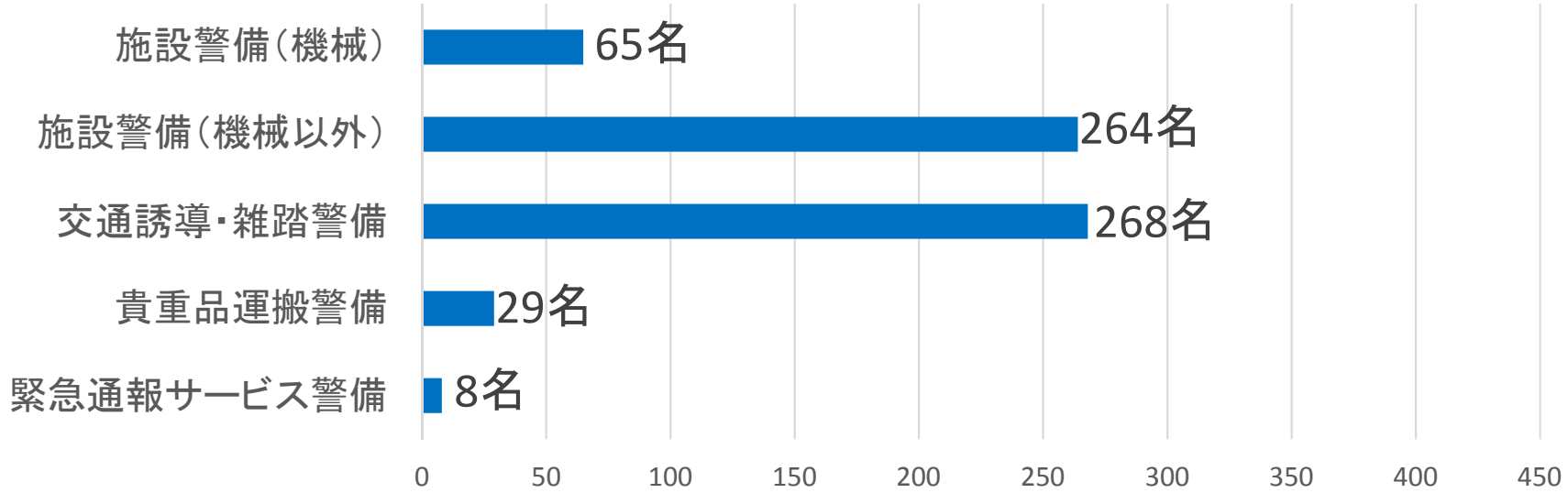

（※）「施設警備（機械）」とは，警備業法第2条第1項第1号に規定する警備業務のうち同項第5号の警備業務用機械装置を使用して行うものをいい，「施設警備（機械以外）」とは，同項第1号に規定する警備業務のうち同項第5号の警備業務用機械装置を使用して行うもの以外をいう。「交通誘導・雑踏警備」とは，同法第2条第1項第2号に規定する警備業務を，「貴重品運搬警備」とは，同項第3号に規定する警備業務を，「緊急通報サービス警備」とは，同項第4号に規定する警備業務をそれぞれいう。

（※）１名の事業者が複数の警備業務の区分の警備を実施している場合があるため，回答者が実施している警備業務の区分の合計（634名）と回答者数（459名）は一致しない。

（※）施設警備（機械以外）と交通誘導・雑踏警備の両方を実施している事業者が106名いるため，施設警備（機械以外）又は交通誘導・雑踏警備のいずれかを実施している事業者は，426名となる。

３　取引額上位3名との取引

● 回答者（４５９名）のうち，取引額上位３名の取引先から，<u>優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けたことがある事業者は５２名（約１１%）</u>であり，５２名の資本金額は全て<u>５０００万円以下</u>であった。

＜資本金別＞

資本金	事業者数
1000万円以下	44名
1000万円超 5000万円以下	8名

＜取引額上位3名の取引先から，優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けたことがあるか＞

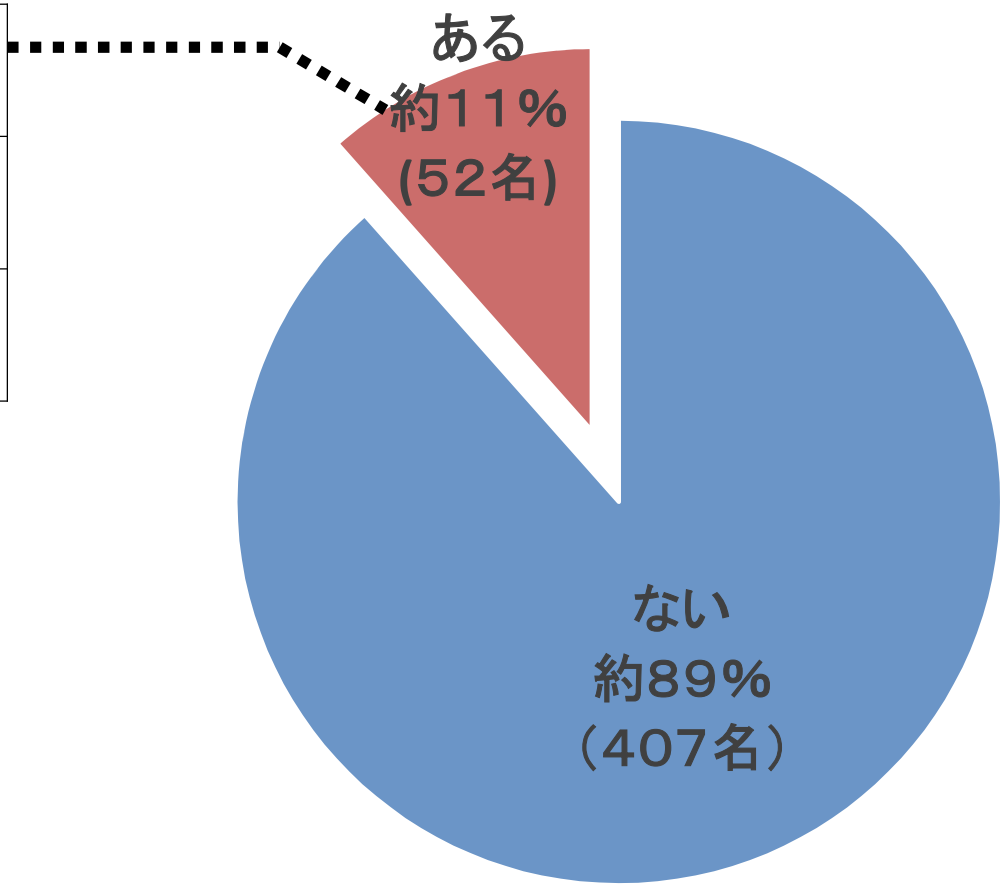

３　取引額上位3名との取引

● ５２名に対して優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為をした取引先は９１名であり，９１名のうち約７０%が建設業者であった。

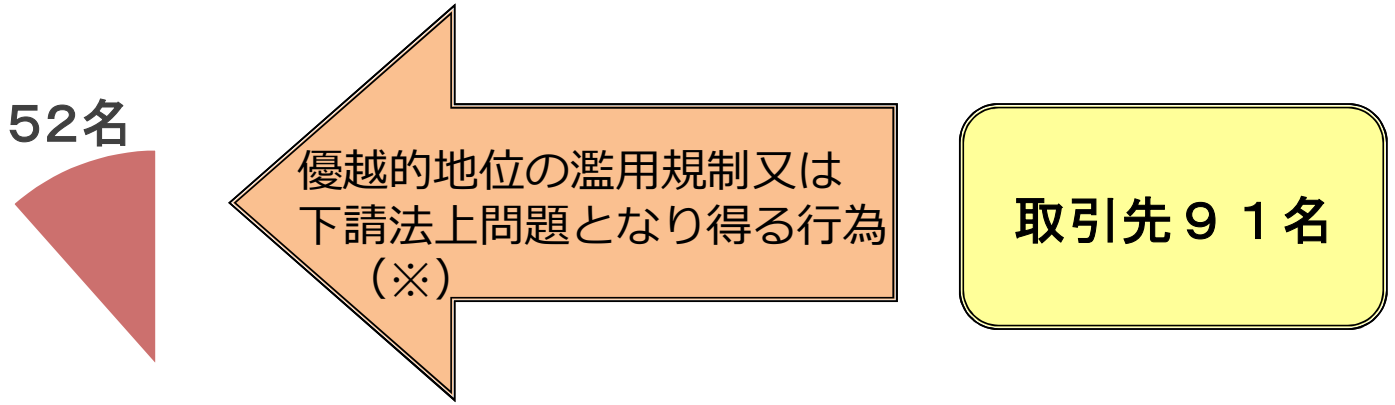

（問題となり得る行為をした取引先91名の内訳）

取引先の業態	取引先数	割合
建設業者	63名	（約70%）
警備業者	7名	（約8%）
ビルメンテナンス業者	4名	（約4%）
公的機関	3名	（約3%）
ビル所有者	1名	（約1%）
その他	13名	（約14%）

（※）本調査は，個別具体的な調査を行ったものではなく，警備業者からの回答内容に基づいて優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為について，集計した結果を示すものである。

３　取引額上位3名との取引

● ５２名が，優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為をした取引先（９１名）から請け負っているのは，施設警備（機械以外）又は交通誘導・雑踏警備がほとんど（約９７％）であった。

＜52名が問題となり得る行為をした取引先91名から請け負う警備業務の区分＞

警備業務の区分 / 取引先の業態		施設警備（機械）	施設警備（機械以外）	交通誘導・雑踏警備	貴重品運搬警備	緊急通報サービス警備
建設業者	63名	0	0	63	0	0
警備業者	7名	1	3	6	0	0
ビルメンテナンス業者	4名	2	4	3	0	0
公的機関	3名	0	3	1	0	0
ビル所有者	1名	0	0	1	0	0
その他	13名	0	8	6	0	0
計	91名	3	18	80	0	0

約９７％

（※）１名の取引先から複数の警備業務の区分の警備を請け負うことがあるため，問題となり得る行為をした取引先数（91名）と警備業務の区分ごとの数の合計（101名）は一致しない。

４　優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為

● **優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為は，不当な給付内容の変更（４５名），不当な経済上の利益の提供要請（２３名）の順に多かった。**

＜優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為の内容＞

	不当な給付内容の変更	不当な経済上の利益の提供要請	取引の対価の一方的決定	減額	支払遅延	購入・利用の強制
問題となり得る行為をした取引先数	45名	23名	11名	9名	8名	4名

このほか，28名の取引先について，発注時に取引条件が記載された書面が交付されない，又は，必要な事項が記載されていない書面が交付された，といった事例がみられた。

（※）１名の取引先から複数の問題となり得る行為を受けたという回答があるため，問題となり得る行為をした取引先数（91名）と問題となり得る行為の内容の合計（128名）は一致しない 。

（1）不当な給付内容の変更

●　建設業者等から，キャンセル又は警備員数の減少を指示されたが，人員の手配等に要した費用が支払われなかった場合等があった。

行為の内容 ＼ 取引先の業態		取引先の都合でキャンセルされたが，人員等の手配に要した費用が支払われなかった	急遽警備員数を減らすよう指示を受けたが，人員等の手配に要した費用が支払われなかった	警備箇所が広がったが，追加の費用が支払われなかった	その他
建設業者	35名	25件	27件	1件	6件
警備業者	6名	5件	4件	0	0
その他	4名	4件	1件	0	1件
計	45名	74件			

<具体的事例>
・雨天により工事が中止された際，当日朝に電話で中止が連絡されるだけで，規定のキャンセル料が支払われなかったことがある。
・当日になって，「工事現場の職人が手配できていない」や「機材が届いていない」という理由で発注が一部キャンセルされたことから，予定していた警備員を他の現場に行かせたが，それに要した交通費が支払われなかったことがある。
・人員不足を説明しても取引先の都合で強く増員を求められ，他の取引先の現場を減員するなどして対応したことがある。

（※）具体的事例は，警備業者からの回答内容に基づいて優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を掲載しているものであるため，必ずしも優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となる行為としての要件を満たしたものとは限らないことに留意する必要がある（以下同じ。）。

(2)不当な経済上の利益の提供要請

● 建設業者等から，協賛金等や契約外業務の要請を受けた場合があった。

行為の内容 / 取引先の業態		協賛金等の要請	契約外業務を無償で行うよう要請
建設業者	15名	15件	2件
公的機関	2名	1件	2件
ビル所有者	1名	1件	0
ビルメンテナンス業者	1名	1件	0
その他	4名	4件	0
計	23名	26件	

<具体的事例>
・「事故防止費」や「安全協力費」という名目で，毎月の取引額の０．５%の負担を要請され，応じたことがある。
・催事の際に，請け負っている敷地内の警備に影響が出ないよう，人員を増やして，敷地外の沿道の人たちの整理・誘導（契約外の業務）を行ったことがある。

（3）取引の対価の一方的決定

● 建設業者等から，一律一定率で引き下げた価格や他社との間で決めた価格を一方的に適用された場合等があった。

行為の内容 ＼ 取引先の業態		一律一定率で引き下げた価格を一方的に適用	他社との間で決めた価格を一方的に適用	その他
建設業者	7名	2件	3件	3件
ビルメンテナンス業者	3名	1件	3件	0
警備業者	1名	0	0	1件
計	11名	13件		

<具体的事例>
・見積書を提出した後に，「３％引いてほしい」と言われ，最終的には５％引いて契約したことがある。その際，取引先から引下げの根拠は示されなかった。
・見積書を提出した後に，その金額より低い他社との価格帯で実施を要請されたことがある。

（４）減額

● 建設業者等から，端数切捨てによる減額をされた場合等があった。

行為の内容 ＼ 取引先の業態		端数切捨てによる減額	業績悪化，予算不足，顧客からのキャンセル等を理由とした減額	新たに合意した単価の引下げを既に発注した業務にも遡って適用することによる減額
建設業者	６名	６件	０	０
ビルメンテナンス業者	１名	１件	１件	１件
その他	２名	０	２件	０
計	９名	１１件		

<具体的事例>
・発注時に取り決めた１日当たりの単価について，業務が完了した後に，端数分（５００円）を引き下げるよう要請され，応じたことがある。

(5)支払遅延

● 建設業者等から，警備業務の対価が契約で定めた支払期日までに支払われなかった場合があった。

行為の内容 / 取引先の業態		警備業務の対価が契約で定めた支払期日までに支払われなかった
建設業者	7名	7件
その他	1名	1件
計	8名	8件

<具体的事例>
・取引先に請求書を送付したにもかかわらず，「請求書が届いていない」といった取引先の事務処理ミスや，まだ工事が完了していないことを理由に，定められた支払期日（毎月末日締，翌月末日支払）から１か月遅れて代金が支払われたことがある。
・取引先の資金繰りの関係から，「（支払を）待ってほしい」と言われ，支払が遅れたことがある。

（6）購入・利用の要請

● **建設業者等から，業務上必要のない商品の購入等を要請された場合があった。**

行為の内容 ／ 取引先の業態		取引先が販売する商品又はサービスの購入・利用要請	取引先の関連会社が販売する商品又はサービスの購入・利用要請
建設業者	1名	0	1件
その他	3名	3件	0
計	4名	4件	

<具体的事例>
・取引先の関連会社が販売するクリスマスケーキを複数購入するよう要請され，応じたことがある。
・取引先が販売する施設の利用券の購入の要請を受け，応じたことがある。

(7)その他

● 建設業者等から，書面が日頃から交付されていない又は緊急を要するため口頭で発注された場合等があった。

行為の内容 / 取引先の業態		書面の不交付の理由				
		日頃から交付されていない	緊急を要するため口頭で発注されその後書面で交付されなかった	発注代金が記載されずに書面が交付された	その他	無回答
建設業者	22名	6件	4件	1件	4件	7件
ビルメンテナンス業者	1名	0	0	0	1件	0
警備業者	1名	1件	0	0	0	0
その他	4名	2件	0	1件	0	1件
計	28名	28件				

<具体的事例>
・単価等は当初契約により締結しているが，具体的な発注（いつ，どこで，何人必要か）については電話で連絡があり，書面が交付されない。

５　取引を継続する理由

● **優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となり得る行為を受けているにもかかわらず，取引を継続する理由としては，①取引額が大きく取引を継続しなければ売上げが大幅に減少するため（４３件），②取引の継続が信用確保につながるため（３２件），③取引先のシェアが大きく有力な事業者のため（２３件）の順に多かった。**

取引額が大きく，取引を継続しなければ売上げが大幅に減少するため	取引を継続することが，自社の信用確保につながるため	取引先の業界でのシェアが大きく有力な事業者であるため	取引先の事業規模が拡大しており今後の売上増が期待できるため	新たな取引先を開拓することが困難なため	その他
43件	32件	23件	16件	4件	18件

（※）取引を継続する理由として，複数回答可としているため，取引先数（91名）とは一致しない。

６　公正取引委員会の対応

● 建設業者の関係事業者団体に対して，本調査結果を示すとともに，業界における違反行為の未然防止及び取引の公正化に向けた自主的な取組を要請

● 警備業務の取引における問題となり得る行為の実態解明に努めるとともに，違反行為に接した場合には迅速，厳正に対処

調査結果を踏まえた対応

(1) 建設業者の関係事業者団体に対して，本調査結果を示すとともに，警備業務の取引における問題点の解消に向けた自主的な取組を行えるよう，改めて優越的地位の濫用規制の内容を傘下会員に周知徹底するなど，業界における違反行為の未然防止及び取引の公正化に向けた自主的な取組を要請

(2) 公正取引委員会は，警備業務の取引における優越的地位の濫用規制又は下請法上問題となるおそれのある行為の実態解明に努めるとともに，これらの法律に違反する行為に接した場合には，迅速，厳正に対処